

第2次総合計画策定方針

平成28年2月
名 寄 市

第2次総合計画については、名寄市総合計画策定審議会（以下「総合計画策定審議会」という。）における審議も踏まえ、次の方針のもと策定を進める。

記

1 計画策定の趣旨

本市は、旧風連町・旧名寄市の合併後最初の総合計画として平成19年3月に「新名寄市総合計画（第1次）」を策定し、「自然の恵みが人と地域を育み 市民みんなで作る 心豊かな北のまち・名寄」の実現を目指して、まちづくりを進めてきているが、計画期間が平成28年度をもって終了する。

また、本市においては、市民主体のまちづくりの実現を目的とした「名寄市自治基本条例」において、行政運営の基本の一つとして総合計画の策定を義務付けているところである。

一方で、地方自治体を取り巻く環境は、人口減少や少子高齢化の一層の進展、経済の停滞、自然災害をはじめとする様々なリスクに対する市民意識の高揚、地方分権や地方創生の推進など大きく変化してきている。

このような中、こうした変化に的確に対応していくため、本市が目指すべき、新たなまちの将来像や目標を定め、その実現に向けて、市民と市が連携し、力を合わせながらまちづくりを進めていくための行動指針として第2次総合計画を策定する。

2 計画策定の基本的考え方

(1) 今後のまちづくりに当たっての課題の整理

政策分野ごとに現状分析を行うとともに、今後、対応を求められる事項を含めて、今後の課題を明確にしたうえで、計画策定を進める。

(2) まちづくりの基本理念等の設定

上記の課題に加えて市民や市の若手職員からの意見も踏まえて、まちづくりを進める上での「基本理念」本市が目指すべき「将来像」計画推進に当たっての「基本目標」を定める。

(3) 計画策定に当たっての基本姿勢

次の基本姿勢により、計画の策定を進める。

① 市民参加の促進

計画策定段階から積極的な情報発信や、計画づくりへの参画の場の確保に努め、市民と市が一体となって計画づくりを進める。

② 社会経済情勢の変化への対応

人口減少・高齢化の進展や地域経済の低迷、近年多発している自然災害、市民生活の多様化に伴う地域コミュニティのあり方、地方分権や地方創生の推進など、社会経済情勢の変化を捉え、これからの時代に対応できる計画を目指す。

③ 地域資源の活用

本市が有する自然環境や、市立大学、市立総合病院をはじめ有形無形の地域資源を活かした計画を目指す。

④ わかりやすさと実効性の確保

総合計画は、市民と市の協働によるまちづくりの行動指針であるため、簡素でわかりやすい内容や表現に努め、市民にとってわかりやすい計画を目指す。

人口減少の進展などにより、今後とも厳しい財政状況が見込まれる中、施策の選択と重点的な施策展開を図るとともに、目標や指標等を掲げることにより、実効性のある計画を目指す。

3 計画の概要

(1) 名 称

第2次総合計画の名称を「名寄市総合計画（第2次）」とする。

(2) 構 成

総合計画は、社会経済の動向を展望しながら、将来に向けて本市が目指すまちの姿を示すものであるが、一方で、本市を取り巻く環境の変化にも的確に対応することが求められるものである。

今後も、総合計画に基づく市政運営を推進していくためには、安定性と実効性を併せ持つ総合計画とする必要があることから、第2次総合計画については、長期的な視点から本市が目指す都市像や目標等を明らかにする「基本構想」、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため中期的に具体的施策を定める「基本計画」、基本計画の施策を具現化するための事務事業を定め短期間で必要な見直しを行う「実施計画」の三層で構成する。

【基本構想】

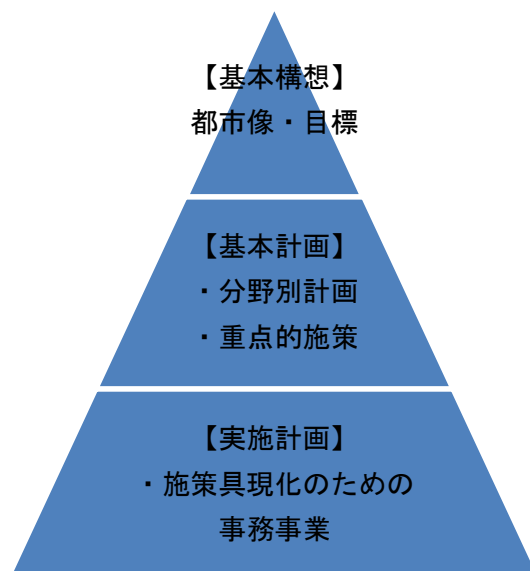
- ・ 本市が目指す都市像や目標等を設定

【基本計画】

- ・ 基本構想で示した目標ごとの具体的施策を設定
- ・ 従来の総合計画を踏襲する「分野別計画」に加え、新たに、人口減少や少子高齢化等へ対応するため、施策の選択と重点的な施策展開を図る観点から、計画期間中に重点的に取り組むべき施策を設定

【実施計画】

- ・ 施策を具現化するための必要な事務事業を設定



(3) 計画期間

基本構想は、長期的な視点から本市の都市像や目標等を明らかにするとともに、基本計画及び実施計画の基礎となるべきものであることから、長期とすることが適当と考えており、10年程度を基本とする。

基本計画及び実施計画については、社会経済情勢の変化に柔軟に対応する必要があり、また、市長の政策方針を基にした具体的な施策を示す必要がある。行政課題への的確な対処と市長公約をより明確に政策展開していくため、基本計画及び実施計画の期間を第1次総合計画より短縮し、市長任期と連動させることとし4年間を基本とする。

第2次総合計画においては、市長任期と連動させるため、前期基本計画を2年間（平成29年～30年）、中期及び後期基本計画を4年間（中期：平成31年～34年、後期：平成35年～38年）とし、全体の計画期間を10年間（平成29年～38年）とする。

【第2次総合計画期間】

| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 | H33 | H34 | H35 | H36 | H37 | H38 |
|--------------|-------------|-----|-------------|-----|----------|-----|-------------|-----|----------|-----|--------|-----|
| 任期長 | H26.4～H30.4 | | H30.4～H34.4 | | | | H34.4～H38.4 | | | | H38.4～ | |
| 基本構想 | 1次計画【10年】 | | 2次計画【10年】 | | | | | | | | | |
| 基本計画 実施計画 | 1次後期（5年） | | 前期計画（2年） | | 中期計画（4年） | | | | 後期計画（4年） | | | |
| | 実施計画ローリング | | → | | → | | → | | → | | → | |

(4) 計画の推進管理

施策及び事務事業の達成状況などを客観的に評価する行政評価制度による進捗管理を実施するとともに、社会経済情勢の変化への対応や行政評価の結果等を踏まえて行う総合計画実施計画ローリングにより、第2次総合計画の着実な推進を図る。

また、実施計画ローリングについては、毎年度、3カ年分または基本計画期間中の事務事業について実施する。

(5) 総合戦略との関係

第2次総合計画は市政運営における最上位計画であり、市政全般にわたる総合的な振興・発展を目的とするものである一方「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は人口減少克服を主眼とし、特に取り組むべき施策を示すものであることから、総合戦略は第2次総合計画に含まれるものであり、総合戦略に位置付ける施策については、第2次総合計画においても、重点的に取り組むべき施策とする。

4 策定方法

(1) 市民意見の反映

- ① 総合計画策定審議会（第1回:平成27年12月18日 第2回:平成28年1月28日開催）
「名寄市総合計画策定審議会条例」に基づき、学識経験者・市内関係団体の代表者・公募委員により構成され、市長の諮問に応じて総合計画について審議し、市長に答申
- ② 関係団体等との意見交換会（平成27年5月～11月開催[8団体等 9回]）
各団体における課題・意見を把握するため、意見交換を実施
- ③ 市民アンケート（平成27年10月～11月実施）
市民意識を把握するため、アンケート調査を実施
- ④ 市民ワークショップ（平成27年11月30日、12月14日開催）
市民同士が市政に関して対話する機会を設けるため、ワークショップを開催
- ⑤ タウンミーティング（平成27年12月22日、平成28年2月24日開催）
広く市民の意向を把握するため、市民との意見交換を実施
- ⑥ パブリック・コメント
基本構想等に対する市民意見の募集

(2) 関係市町村との役割分担・連携

士別市及び定住自立圏構成町村から、中心市である本市に望む機能等について意見照会
(平成27年9月～10月実施)

(3) 全庁的な検討

- ① 若手職員によるワーキングチーム（平成27年6月30日設置 8月31日提言書提出）
本市の若手職員で構成し、総合計画の「基本理念」、「将来像」、「基本目標」等の案を検討し、総合計画庁内策定委員会会長へ提出
- ② 総合計画庁内策定委員会（第1回:平成27年10月5日 第2回:12月11日開催）
全庁的な体制により、総合計画案を作成
会長：市長 会員：副市長、教育長、各部局長

(4) 市議会における審議

基本構想案及び基本計画案を議案として提出し、議会の審議及び議決を経て決定

5 策定スケジュール（予定）

| | |
|----------|------------------|
| 平成28年 2月 | ○ 第2次総合計画策定方針の策定 |
| 7月 | ○ 総合計画策定審議会から答申 |
| 8月 | ○ 総合計画（素案）の作成 |
| | ○ パブリック・コメントの実施 |

- 上記の過程を経て、市議会へ総合計画（案）を提案